

平成29年 第4回

教育委員会臨時会会議録

平成29年2月28日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2466号

平成29年第4回臨時会

日 時 平成29年2月28日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	澤 孝 一 郎
	委 員	田 谷 克 裕

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	益 口 清 美
	庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
	教育政策担当課長	山 田 康 友
	学 務 課 長	新 井 樹 夫
	学校施設担当課長	奥 津 英 一 郎
	学校整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	横 尾 恵 理 子
	図書・文化財課長	山 越 恒 慶
	指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	佐 藤 珠 実

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第12号 朝鮮初級、中級学校児童・生徒保護者補助金における所得制限の導入について
- 2 議案第13号 平成29年度以降の港区立学校における「組体操」の事故防止に向けた取組について

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成29年第1回港区議会定例会の質問について
- 2 平成29年度入学式・入園式「お祝いの言葉」について
- 3 第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
- 4 生涯学習推進課の3月事業予定について
- 5 図書館・郷土資料館の3月行事予定について
- 6 3月指導室事業予定について

「開会」

○教育長 おはようございます。ただいまから平成29年第4回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、薩田委員にお願いします。

## 日程第1 審議事項

### 1 議案第12号 朝鮮初級、中級学校児童・生徒保護者補助金における所得制限の導入について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第12号「朝鮮初級、中級学校児童・生徒保護者補助金における所得制限の導入について」説明をお願いいたします。

○庶務課長 議案第12号「朝鮮初級、中級学校児童・生徒保護者補助金における所得制限の導入について」ご説明いたします。議案資料ナンバー1をご覧ください。

1枚おめくりいただきたいと思えます。初めに本日ご審議いただく内容でございます。この補助金でございますが、朝鮮学校に通っております児童・生徒の保護者に対しまして、保護者の所得にかかわらず一律に補助しているものでございましたが、この制度に新たに所得制限を導入するというところでございます。

まず、制度の概要からご説明いたします。学校教育法第134条でございます。ここでは第1条に掲げる以外の学校教育に類する教育を行うもの、これを各種学校とすると規定してございます。各種学校でございますが、教育内容や教職員の体制、施設設備等の設置基準に基づいて、都道府県の認可が必要となっております。この各種学校であります朝鮮学校の初級・中級は、日本で言う小学校・中学校の学齢に当たるものでございます。

この学校に在籍する区民であります児童・生徒の保護者の負担を軽減することを目的に、昭和57年度からこの補助金制度を導入してございます。港区内に朝鮮学校はございませんが、23区内には8校ございます。例年港区からも通学している児童・生徒がございまして、平成28年度でいきますと2校に3名の方が在籍をしております。現在の補助額でございますけれども、1人月額7,000円ということで、前期・後期と年2回に分けて交付してございます。

次に、今回所得制限を導入する理由でございます。補助金でございますけれども、これは一般的に何かの目的を達成するために金銭を交付すると言われてございます。この補助金でございますが保護者の負担軽減を目的としておりまして、例えば私立幼稚園の就園奨励費補助金のように、家庭の所得状況に応じた補助制度などとの整合を図りまして、経済的に厳しい世帯の負担軽減となるよう所得制限を導入していくとしてございます。

所得制限の内容で、具体的に所得の基準額でございますが、公立の小・中学校の児童・生徒の保

護者に対しましては、就学援助制度というものがございます。同じ学齢期のお子様の保護者ということになりますので、この就学援助制度と同等の収入基準、所得額を定めていきたいと考えてございます。下の表でございますけれども、これは就学援助の基準額でございますが、世帯構成によって基準額が変わってきます。例えば中程の4人世帯、両親とお子さん2人で所得額とすると約436万円となっています。収入額でいきますと世帯によって控除額とかで変わってきますが、概ね500万円代後半ぐらいの収入の方が対象かと考えてございます。こちらの方はあくまでも目安ということになってございます。

本日ご決定いただきましたら、この後区議会区民文教常任委員会でもご報告いたしまして、お手元に参考資料で現在の交付要綱をお配りしておりますけれども、こちらの改正をいたしまして、本年4月、新年度から新たな制度で実施してまいります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。以上です。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

○小島委員 この補助金についてですが、朝鮮初級・中級学校に対して、その生徒の保護者はどのような名目で年間いくらぐらい払っているのですか。

○庶務課長 なかなか学校の詳細な情報は入りにくいところではございますけれども、一般的に都内の朝鮮学校の場合、授業料は、概ね年間25万円前後に設定されているようです。

○小島委員 それで、月額7,000円ということは年間84,000円を、そういう年間の授業料に対して補助するということですね。

○庶務課長 要は学校への納付金ということで、そのほかにもあるのかもしれませんが、概ね想定しているのは授業料ということでございます。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○澤委員 原則、所得制限を入れるというのは、これは妥当なのかと思えます。この導入に直接関係する質問ではなくて、今の基準所得額というのが下の表になっていますね。例えば世帯人数が4人と5人の場合、父親が40歳と同じですね。上が子ども2人、下が子ども3人で、その所得額の目安というのが436万円と495万円以下。これは、子どもが多い場合、所得額は上にして、ある程度収入があっても補助はもらえますということですか。

○教育長 学務課長が説明してください。

○学務課長 かなり幅はあるのですけれども、おっしゃるとおり子どもが1人増えると控除が増えます。

○澤委員 負担が多いから。

○学務課長 そういうことです。

○小島委員 基準額について、先程交付要綱を参考資料としてお渡しいただいて、この交付要綱に基準額の計算方法が出ているのかなと思って実は聞いたのですが、後ろを見ていないですみません。

○庶務課長 現行の要綱なので、参考までで、今、入れ込んでおりません。

○小島委員 この基準額というのは何か計算方法があるのですか。今はこういう、おおよそはというような表が出ているのですが、基準額に加算していく計算方法というのはあるのですか。

○学務課長 控除額が決まっていますので、それを加算、足し上げていくのです。そういう方式で控除額が決まります。収入から社会保険料や控除額を全て引いた所得額が補助の対象の基準になります。

○小島委員 そういう計算ですか、分かりました。

○学務課長 補足説明いたしますと、生活保護基準というのがありまして、その1.2倍、所得がその1.2倍以内であれば対象となります。

○小島委員 要保護の基準と同じということ。

○学務課長 両方を計算して、比べて、生保の1.2倍以内になります。

○教育長 今の澤委員と小島委員の質問に関連するのですが、父母の年齢が書いてありますが、何かに関係してくるのですか。

○学務課長 年齢が関係するのは生活保護の方です。生活保護は1類・2類とありまして、その1類が食費関係です。何歳以上何歳以下はいくらと決まっています。

○教育長 ここで載せる意味があるのでしょうか。年齢を載せると、年齢によって違って来るものだと思うのではないですか。

○学務課長 年代によって変わるということです。別に30歳と31歳が違うわけではなくて、何歳から何歳までということです。

○教育長 それは、何歳ですか。

○学務課長 生活保護の基準表がないので、今は分かりません。

○教育長 ここに年齢を出す意味があるのであれば、それは入れないといけないと思います。

○学務課長 この年齢だとこれだけというのはあります。

○教育長 分かりました。

○小島委員 基準額なので、一般の人も、こういう基準なのだと分かるような基準がないと、分かりにくいですね。

○教育長 必要以上の情報を入れることによって、かえって分かりにくくする場合もあります。でも、入れなくてはいけないのであれば記載しなければいけないと思います。

それから2の最後の3行。これは少し分かりにくいので修正してください。

○庶務課長 申し訳ございません、分かりやすく変えます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第12号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第12号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 2 議案第13号 平成29年度以降の港区立学校における「組体操」の事故防止に向けた取組について

○教育長 次に、議案第13号「平成29年度以降の港区立学校における『組体操』の事故防止に向けた取組について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、議案第13号「平成29年度以降の港区立学校における『組体操』の事故防止に向けた取組について」ご説明いたします。議案資料ナンバー2は1ページと2ページに概要、そして資料1として平成28年度の組体操の実施状況について、資料2として組体操の指導計画の様式を事前に配布させていただいております。

それでは、1ページにお戻りください。まず、審議内容についてでございます。そちらに記載のとおり、運動会で実施する組体操については、達成感や連帯感を育成する上で大変教育効果が高い種目でありながら、一方、組体操の練習中のけが等が毎年発生している現状がございます。このような現状に鑑み、児童・生徒の安全に配慮しつつ組体操が実施できるよう、平成29年度以降の組体操の事故防止に向けた取り組みを定めることについてご審議いただくものです。

なお平成28年度中の取り組みについては、平成28年4月の教育委員会臨時会において、後程説明いたします2の(1)から(5)の内容で、ご審議ご決定いただいているところでございます。

では、改めて組体操の事故防止の取り組みについてご審議いただく本件について、東京都教育委員会での決定や通知等を踏まえた経緯等を初めにご説明をいたします。まず、東京都教育委員会は、平成28年度に都立学校での組体操における、いわゆるピラミッドとタワーを「原則休止」する決定をしております。平成29年度の対応について、28年度の決定である「休止」のままでは一時的な措置に過ぎないということから、改めて東京都教育委員会で「平成29年度以降」という表記として決定をし、通知を発出しているところでございます。また「原則休止」という表現から「原則禁止」という表記に変えて通知文書で示されているところでございます。

港区も東京都に倣い、毎年決定し通知するのではなく、平成29年度以降のこの方針で行うこととするもので、本議案のとおり、来年度以降の取り組みについてご審議いただくことといたしました。

都立学校の実際の運用としては、今年度と同様、都立学校が安全計画等を提出し、東京都教育長の担当者が確認すれば、タワーやピラミッドの実施が可能な状況が変わっておりません。従いまして、港区もこの後説明させていただく考え方のもとで、進めていくことをご審議いただきます。

前置き長くなりましたが、1ページにお戻りください。1「平成28年度の状況」ですが資料1にございますように、小学校では12校の実施、中学校では1校実施です。そして(2)「組体操における事故発生の状況」です。こちら小学校6年生で、永久歯の欠損が1件。これは「サボテン」と言われる2人組技なのですが、立ち上がろうとしたときにバランスを崩して、上にいた児童が前に倒れて歯を強打してしまったという件でございます。

2、「組体操の事故防止に向けた取組」の、ご説明をいたします。

(1)、まず校長が安全を第一に優先して、組体操担当教員が作成する実施計画をもとに、児童・生徒の体力や心身の発達状況、教員、その学年の指導体制や補助体制等を踏まえて、実施の可否及

び実施種目（技）等を決定いたします。

（２）、組体操を実施する学校は資料２にお示していますとおり、「組体操指導計画」を練習開始２週間前までに教育委員会に提出をして、なお教育委員会は「組体操指導計画」の内容について指導・助言を行います。

（３）、教育委員会は練習を観察し、必要に応じて指導・助言をすることです。実際には今年度組体操実施校の練習・本番については、指導主事はその指導の様子を観察し、管理職に指導・助言を行ってきたところでございます。

（４）、タワーやピラミッド等、特に児童・生徒が高い位置に上る技、１人に多大な負荷がかかる技については、指導中の児童・生徒の実態から、校長ができないと判断した場合にはその技の実施を見合わせます。その際「組体操指導計画」を変更し、教育委員会に再提出をいたします。今年度はタワー・ピラミッドでの練習中、本番共に、けが等はございませんでした。

（５）、学校は練習の際にマット等補助具を活用したり、複数の教員が補助することで、児童・生徒の安全確保に努めますということでございます。

先程申し上げましたように、この（１）から（５）までは昨年４月の臨時会で決定した内容でございます。本年度も引き続きということと考えてございます。

（６）、練習中に児童・生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動を中止したり、活動内容や指導方法を見直してさらなる安全対策を講じたりするなどの措置を行います。こちらは都の通知に合わせて追記をしたものでございます。事故が発生した場合は（１）から（５）までの対応ではなく、改めて考え直すということで、この（６）をつけ加えているものでございます。

３「今後のスケジュール」でございます。ご決定いただきました後、３月上旬、各小中学校へ通知をいたします。３月中旬、教育課程届け出において、組体操実施の有無を確認し、４月に入りまして組体操安全講習会、こちらは東京都が実施するものでございますが、組体操の実施学年担当教員。失礼いたしました、「組体操安全講習会」は区で行うものです。この事前に３月２７日には、東京都教育委員会主催の「組体操実施講習会」という講習会がございますので、そちらを踏まえて４月７日の「組体操安全講習会」を芝浦小学校で行います、組体操を実施する学校・学年の担当教員が参加する講習会を実施し、春に実施する学校についてはその練習が始まる前にこういった講習会を実施して、安全に関して、事故防止に関して、最大限配慮して進めるものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見・ご質問ございますでしょうか。

冒頭の説明の中で、都教委の方で都立高校については、２８年度「原則中止」、それを２９年度「禁止」にしたとあります。「禁止」にしていながら、説明のあった取り組みをすれば指導計画を出してやれるということなのですか。

○指導室長 そのとおりでございます。原則として「禁止」ということは、２８年度中には「休止」というのは、これはあらかじめ「休止」が解かれる場合もあるという考え方で２８年度中の通知と

対応方針として「休止」としたのですが、29年度以降「原則禁止」しても、してはいけないという取り決めにして、それが元に戻ることはないですよということを審議して決定した上で、ただ「原則禁止」なのだけでも、この条件を満たせば実施してもいいですよということで、この「禁止」という文言を使ったと解釈しているところでございます。

○教育長 日本語としておかしくありませんか。「禁止」なら禁止ですよ。

○指導室長 こちらは、少し文を読みますと、「なお『組み体操』を実施する場合は、いわゆる『ピラミッド』と『タワー』については、原則として禁止することとする。但し、その教育的意義、学校教育上の位置付けを確認するとともに、教員の指導経験、指導技術、指導体制等を点検、確認した上で、学校全体で実施したいとする意志が強い場合は、児童・生徒の体力の実態等を踏まえ、安全を最優先した指導計画を作成するとともに、東京都教育委員会に提出し協議を行う。また、事前に、生徒や保護者、地域に対し、『組み体操』を実施する目的、指導内容、方法、安全対策等について説明し、理解を得る」。そういう文言で、東京都教育委員会の中井教育長名で、都立学校に通知が出ております。

○教育長 通知からすると、このタワー、ピラミッドを行う場合は、そのただし書きをここに使えばいいのではないですか。「禁止」ということはやってはいけないということだから、そういう手続を踏めばいいですよというのは、何かおかしいと思います。

○指導室長 従いまして、これは昨年度もご審議いただいたときに教育委員の先生方からは、やはりこの組体操の教育的意義というものについての「それはとても非常に意味のあるものである」というご意見も頂戴したところでもございますので、港区教育委員会としては、ここにあって「禁止」という文言等をつけずに、こちらでその取り組みについてということで、この(1)から(6)の内容で実施するというので、進めていくことをご決定いただくことを今、お願いしているところでございます。

○教育長 分かりました。まず禁止ありきではなくて、実施する場合はこういう手続をしてくださいということですね。

○澤委員 東京都の場合には原則禁止ですね。

○小島委員 今の「禁止」というのを先程の説明は、私は都立学校の小・中学校についてで「原則禁止」と。そして、区立小・中学校は扱い違うというように理解したのですが、そうではないのですか。

○指導室長 この都立学校というのは、都立の高等学校、都立の特別支援学校、都立の中等教育学校、または中高一貫教育校が都立学校になりますので、その教育長名で通知が出ているものでございます。これを資料として地教委、要するに港区教育委員会に送られてきますので、これを参考に地区の教育委員会で検討して、考えて実施をするようにということが出てくると思います。

○澤委員 教育長が言われたように、東京都との違いは、うちの場合だと2にあるように、「原則禁止」ということではなくて、校長と学校の判断と教育委員会が認めれば、実施できるという姿勢になっているということですね。

○指導室長 ですから先程ご指摘のとおり、ただし書きのところを生かして、来年度以降も引き続

き行うということになります。

○**小島委員** 感想ですが、やはり組体操は子どもたちみんなで一生懸命やって、できた時の喜びが、教育効果につながると思うので、できればやってもらいたいものです。ただ重篤なけがが発生してしまうと確かに問題なので、最終的には校長先生、現場の先生のご判断に任せるべきだろうと思っています。今回、中学校で1校しかやっていなかったと聞いて、何となく寂しく思います。3、4校はやれるのではないかと考えていました。

○**澤委員** さっきの室長の話だと、「組体操」という名前にはしていないが、表現運動ということで、組体操に近いものはやっているという話でしたね。

○**指導室長** 今年度、実際に応援団の応援の中に、タワー的なものを最後に決めのポーズとして取り入れているところもございました。そういった学校については、当然事前に我々も情報をつかんで、その練習の様子を見て、安全に配慮できているかということを考えているところでございます。

28年度のこの都の通知を受けて、中学校も組体操ではない形でということは考えたようです。今、教育課程の受付をしているところですが、組体操という名のもとでもう1度復活させようという、そういう動きも少し出ておりますので、安全を最優先して、こちらで確認をしながら、進めていこうと考えているところでございます。

○**教育長** 今の説明ですが、「組体操」という教育課程には入っていないけれど、事実上それをやっているというのは、何か届け出を出して指導するなりしないと、事故が起きた場合にうやむやになってしまうということですか。

○**指導室長** 実際に港南中学校なのでございますけれども、組体操のいわゆるタワーを、応援の最後につくっております。今教育長がご指摘のとおり「組体操」という名ではなくても、事前に情報をつかむだけではなく、そういったものについても計画書をきちんと出させた上で、実際の場も確認していきたいと思います。

○**教育長** そうですね。あくまで東京都は参考で、それに準ずるといよりは参考にしているだけなので、事故が起きないようにというのが大前提です。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第13号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**教育長** ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第13号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 日程第2 教育長報告事項

### 1 平成29年第1回港区議会定例会の質問について

○**教育長** 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。「平成29年第1回港区議会定例会の質問について」説明をお願いします。

○**庶務課長** それでは、平成29年第1回港区議会定例会の教育委員会に対します質問につきまして

て、ご報告いたします。資料はナンバー1でございます。区議会定例会でございますが、2月15日に召集されまして、本会議で各会派から代表及び一般質問がございました。教育長に対しましては資料のとおり、自民党議員団の二島豊司議員から共産党議員団の風見利男議員まで3名の方から代表質問が、自民党のゆうきくみこ議員から、2ページに移りまして公明党の杉本とよひろ議員まで、やはり3名の方からの一般質問がございました。

それでは、代表・一般質問につきまして、主なものを質問・答弁とご説明をいたします。

3ページをご覧ください。自民党二島議員でございます。パラリンピック競技大会の機運醸成ということで質問がございました。これにつきましては、ボッチャや車椅子バスケットボール、こういったイベントを開催いたしまして、区民がさまざまなパラリンピックの競技に触れる機会を拡大して、機運醸成を図ってまいりますと答弁してございます。

4ページです。学校支援地域本部事業についての、今後の展開ということで質問がございました。教職員の負担軽減のためにも、さらなる充実をとということでございます。これにつきましては、現在は教育委員会に配置しておりますコーディネーター、これを地域と学校をつなぐコーディネーターとして、各学校に順次配置していく予定と答弁してございます。これらの取り組みを通しまして、教職員の負担軽減、それが子どもの豊かな学びにつながる教育活動が展開できるように、一層充実を図ってまいりますと答弁してございます。

その下でございます。教育委員会事務局と総合支所の連携をもっと展開すべきだという趣旨の質問でございます。これにつきましては、学校が地域の防災訓練に参加しているということ、また消防署と協力をして小学校の通学路点検ですとか、教育委員の皆様にもご参加いただいております「地区教育会議」、こちらのご紹介をいたしました。今後につきましても、学校が、地域の拠点としての役割が果たしていけるように、緊密に連携していくと答弁してございます。

5ページです。公明党林田議員でございます。医療的なケアを必要とする児童への環境整備ということで、サポート体制についてのご質問がございました。これにつきましては、現在、区立小・中学校ではそのような児童・生徒はいないということなのですが、医療的ケアが必要な場合は、看護師等を配置する体制を準備しているということでございます。児童・生徒の症状に応じたきめ細かい支援に取り組んでいくと答弁してございます。

続きまして、発達障害教育の課題と今後の方向性でございます。全小学校に特別支援教室を設置したということを紹介いたしまして、課題ではございますが、小学校入学前、幼稚園や保育園との連携だとか、また中学校での特別支援教室をどうしていくかということがあります。来年度、港区学校教育推進計画を改定する予定となっておりますので、その中で具体的な取り組みを検討していくと答弁してございます。

6ページです。共産党風見議員です。学校給食について、区として無償化を早急に実施するようにとの質問でございます。これについては、区独自に果物、野菜、お米を公費購入しているということを紹介しておりまして、学校給食法の趣旨から無償化は考えていませんが、安全で安心な食材の提供、食育の推進には取り組んでいくと答弁してございます。

7ページです。給付型奨学金制度の創設で、区の今の奨学金制度と同じ水準で創設するようにと

の質問です。これについては、昨今の発表になっております国での大学生向けの給付型奨学金制度、また東京都では私立高校生への給付型奨学金の制度を創設という情報がありますので、そのご紹介をいたしました。区といたしましてはこのような動向を参考に、引き続き研究していくという答弁でございます。

続きまして、8ページで自民党ゆうきくみこ議員の一般質問、ここから一般質問になります。先程もご審議いただきました朝鮮学校の補助金ですね。所得制限がないというのを見直したらどうかということです。これについては、平成29年度から所得制限を導入するという予定だということで答弁をしております。

続きまして、同じ自民党議員団の小倉議員でございます。日本語指導を充実させるための課題と対応策ということです。これにつきましては、昨年実施したアンケート調査の内容をご紹介するとともに、小・中学校での日本語指導の充実が必要だということです。今後、箕小小学校に設置している日本語学級の拡大、また中学校での新たな日本語学級の設置については検討していくということを答弁してございます。

10ページです。最後ですが公明党の杉本議員から、「社会保障教育」に向けた取り組みについての質問がございました。これにつきましては、港南小学校の取り組みをご紹介するとともに、この活動を他の学校に紹介をして、社会保障について学んで、社会全体で国民の生活を支え合うことの重要性の理解に取り組んでいくと答弁してございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明に対しまして、ご質問でございますでしょうか。

○**小島委員** 4ページの学校支援地域本部の関係で、答弁内容の第3段目、「現在、教育委員会に配置している3名の学校支援コーディネーターに加えまして、青少年の健全育成に取り組んできた経験者など、地域や学校を理解している方々を、地域と学校をつなぐコーディネーターとして、各学校に順次配置していく予定」ですという答弁なのですが、この点でこの「順次配置」していくということについて、どんな予定で順次配置していくのかという質問はなかったでしょうかということと、3名程度の支援コーディネーターは、教育委員会にずっと置いておくという趣旨でしたか。

○**生涯学習推進課長** まず、「順次」ということについての具体的なご質問は、議会の場では特にはなかったのですが、これにつきましては、学校支援コーディネーターの3名はそのまま統括という形で、全体を見守る形で配置を続けます。さらに学校ごとに準備ができたところから、29年度は、現在、試行で実施をさせていただいている小学校4校に本格的に配置をしていきたいと考えております。また30年度はさらに小学校数校、それから中学校もできるところがあれば広げていきたいと考えております。

○**小島委員** 教育長が答弁したように、学校の先生方、校長・副校長、特に副校長先生の負担の軽減が目的で、的確なコーディネーターをどう選ぶのか、選べるのかというのが当初からの課題だったのですが、どんな方がやっておられるのですか。4校に既に配置ということですが、ここに書いてあるように青少年委員関係の方なのですか。

○**生涯学習推進課長** 地域で活躍されている方ということで元PTAの方や、青少年委員の活動を

されていた方々をご推薦いただいている、今、試行で活動を始めているところです。

○小島委員 この制度は本当に皆さん期待を持って始めた制度なので、ぜひよいコーディネーターが選ばれて、所期の目的が達成されることを願っています。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 2 平成29年度入学式・入園式「お祝いの言葉」について

○教育長 次に、「平成29年度入学式・入園式『お祝いの言葉』について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、教育委員会資料ナンバー2をご覧ください。こちらに基づきまして、これからお読みいたしますので、幼稚園入園式のお祝いの言葉についてご意見等を頂戴できることを望みます。それではまず、幼稚園の入園式からでございます。

「お祝いの言葉。ご入園おめでとうございます。今日から皆さんは港区立何々幼稚園の子どもたちです。

何々幼稚園には、園長先生を初め優しい先生方や、元気いっぱいのお兄さんお姉さんたちがいます。毎日、お友達と遊んだり、歌を歌ったりするなど、楽しいことがたくさんあります。また先生がたくさんの本を読んでくださいます。明日から、にこにこの顔で、幼稚園に通ってくださいね。

ここで皆さんに約束してほしいことがあります。朝、幼稚園に来たら先生に『おはようございます』、お友達に『おはよう』と元気な声であいさつをしましょう。あいさつをすると、みんな気持ちよくなり、一日がとても楽しくなりますよ。

さて、保護者の皆様、お子様が入園の日を迎えられましたことを、心からお喜び申し上げます。保護者の皆様も、幼稚園の行き帰りのお子さんと手をつないで歩く、このかけがえのない時間を大切に、子供たちと共有していただけたらと思います。子供たちの健やかな成長を支えるためには、家庭・地域・幼稚園がそれぞれの役割を十分に果たし、連携することが大切です。今後とも、本園の教育活動へのご理解とご協力をお願いいたします。

また、園長先生をはじめ教職員の皆様、PTA、地域の皆様、本園の園児一人ひとりに温かいご指導とご支援を引き続きよろしくをお願いいたします。

結びに、これから始まる幼稚園生活に、夢と希望を大きくふくらませている園児のたくましい成長と、ご出席の皆様のご健勝、ご多幸を祈念し、お祝いの言葉といたします。

平成29年4月11日、港区長、武井雅昭、港区教育委員会」。

続けて入学式のお祝いの言葉です。

「ご入学おめでとうございます。今日から皆さんは港区立何々小学校の子どもたちです。

新しく始まる小学校の生活に向けて、わくわくしたり、どきどきしたりしていることと思います。これからこの何々小学校で楽しく過ごすために、大切なことを三つ、お話しします。

一つ目は、『友達を大切にすること』です。友達がいると学校に行くことが楽しくなります。友達には自分から元気のよいあいさつをし、友達が困っていたら助けてあげましょう。

二つ目は、『早寝早起きをして体をいっぱい動かすこと』です。夜は早く寝て、朝は早起きをし

て、朝ごはんをしっかり食べて、元気よく学校に来てください。そしてお昼にはおいしい給食を食べて、たくさん体を動かして遊びましょう。そうすれば体も心も健康になって、頑張る力がわいてきます。

三つ目は、『自分から進んで勉強すること』です。国語や算数、それに港区では一年生から英語の勉強もあります。先生方が分かりやすく色々なことを教えてください。先生方のお話をしっかり聞いて、よく考えて、たくさんのことを学んでください。今お話しした『友達を大切にすること』『早寝早起きをして体をいっぱい動かすこと』『自分から進んで勉強すること』、この三つをしっかり守って、皆さんには楽しい学校生活を送ってほしいと願っています。

さて、保護者の皆様、お子様をご入学の日を迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。子供たちの健やかな成長を支えるためには、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を十分に果たし、連携することが大切です。今後とも、本校の教育活動へのご理解とご協力をお願いいたします。

また、校長先生をはじめ教職員の皆様、PTA、地域の皆様、本校の児童一人ひとりに温かいご指導とご支援を引き続きよろしくをお願いいたします。

結びに、これから始まる小学校生活に、夢と希望を大きくふくらませている新一年生のたくましい成長と、ご出席の皆様のご健勝、ご多幸を祈念し、お祝いの言葉といたします。

平成29年4月6日、港区長、武井雅昭、港区教育委員会」。

1枚おめくりいただきまして、続けて中学校の入学式のお祝いの言葉です。

「ご入学おめでとうございます。今日から皆さんは港区立何々中学校の生徒です。今、皆さんの心の中は、今日から始まる中学校生活への期待と将来への希望で満ちあふれていることと思います。中学校生活では、小学校で培ってきた力をさらに伸ばし、自分で考え判断し、行動することが一層求められてきます。皆さんには今日から、中学生になったという自覚を持つとともに、これからの三年間の学校生活を充実したものにするため、次の二つのことを心がけてほしいと思います。

第一は、『友達に対し思いやりの心もち、お互いを尊重し自分や周囲の人を大切にすること』です。人間は、お互いを理解し、よさを認め合い、高め合うことで心豊かな生活を送ることができます。皆さんには、心も体も大きく成長するこの時期に、友情を育み、友達との絆を一層深めてほしいと思います。皆さん一人ひとりが互いの人格を尊重し、いじめのない学校づくりに向けて行動してください。また、忘れてはならないこととして、これまで皆さんが立派に育ったのは保護者や地域の方々、そして先生方など多くの方のさまざまな支援があつてのことです。周りの方々に感謝するとともに、自らが周囲の人のために今まで以上に貢献できる人になってください。

第二は、『どんなことも積極的に学び、自分の可能性を広げること』です。中学校では、教科の学習はもちろんのこと、学校行事や生徒会活動、部活動など、様々な活動があります。これから始まる中学校生活では、小学校で身に付けたこと、学んだことを踏まえ、新しいことにも積極的に取り組むことにより自分自身を磨き、自分の可能性を広げていってください。そして、将来に向けた目標を持ち、その目標を達成するために、強い意志を持って何事にも挑戦し努力し続ける人を目指してください。

さて、保護者の皆様、お子様をご入学の日を迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。

子供たちの健やかな成長を支えるためには、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を十分に果たし、連携することが大切です。今後とも、本校の教育活動へのご理解とご協力をお願いいたします。

また、校長先生をはじめ教職員の皆様、PTA、地域の皆様、本校の生徒一人ひとりに温かいご指導とご支援を引き続きよろしくをお願いいたします。

結びに、これから始まる中学校生活に、夢と希望を大きくふくらませている新一年生のたくましい成長と、ご出席の皆様のご健勝、ご多幸を祈念し、お祝いの言葉といたします。

平成29年4月7日、港区長、武井雅昭、港区教育委員会」。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問等ありますでしょうか。

○澤委員 薩田委員と田谷委員は初めてのことで、新鮮なところで何か感想があれば。

○薩田委員 緊張します。

○教育長 いかがでしょうか。

○薩田委員 小学校は、最初の「皆さんは何か小学校の子供たちです」と、「児童です」ではなくてここは普通に「子供」で。小学校は児童、中学校は生徒というのを表記として習ったのですが、かたくな方がいいのでしょうか。

○指導室長 おっしゃるとおり、小学校では、小学校の子どもたちは「児童」、中学校は「生徒」というのが一般的ですけれども、実際に入学したての保育園・幼稚園を終了しての子どもたちは、「児童です」と言うよりも「子供たちです」と言う方が、入学式にはそういう文言を使った方がいいということで、「子供たち」という言い方でこちらはさせていただいております。

○教育長 いいですか。

○薩田委員 分かりました。

○教育長 田谷委員、いかがでしょうか。

○田谷委員 本当にこんなに易しい文章をよく考えていただけていると思います。

○小島委員 お説教にならないような文章ですよ。

○田谷委員 卒業式の方はどちらかと言うとそういうところがありますが、もう大変結構だと思います。

○指導室長 ありがとうございます。ただ幼稚園は、薩田委員、田谷委員、初めてということで、おそらく3歳児の子が母親に抱えられながら泣いていたりして、読み続けることができない状況になったりする場合があります。園によってさまざまな状況が想定されますので、「みんなちょっともう少しよく聞いてくださいね」とか「ちょっとおじさんの顔を見てね」とか、そういう文言もあってもいいと思います。

○田谷委員 そうですか。了解しました。

○指導室長 例えば「保護者の皆様」のところの前に、「今度はおうちの人たちにお話をしますよ」というような文言をつけ加えてしていただくとか、その場その場での対応をお願いすることになるかと思います。

○小島委員 小学校の入学式のところですが、まず1つ目は「友達を大切にすることです」。この

とおриだと思のですが、子どもたちにとってどうなのだろう。入学したばかりでもう友達がいるのかしら。

○指導室長 実際には幼稚園・保育園でも「お友達」という言い方をして、5歳のとき、そういう表現をしていますので、現に友達関係が成立しているとかそういうことではなくて、一般的に「一緒に学ぶ子」と、子どもたちも聞いていて捉えることができるように考えて、こういうようにしているということです。

○小島委員 そうすると「早くよいお友達を見つけましょう」。

○澤委員 よいとか悪いとか言うのはまずいのではないですか。

○小島委員 だから「1つ目は『友達を大切にすること』です」の後ろに、「友達がいると」云々というところに、「早くよいお友達を見つけましょう」と入れたらどうでしょうか。

○指導室長 よいか悪いかということではなくて、どの子とも仲良くしましょうということです。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

### 3 第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○教育長 それでは、次に「第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告をいたします。教育委員会資料ナンバー3として、1ページから3ページのもの、そして当日の配布した資料として資料1「いじめに関する現状について」、そして資料2「港区いじめ問題対策連絡協議会等の開催について」、来年度の予定についてをおつけしております。

では資料3、1ページから順にご説明をいたします。第3回となりました港区教育委員会いじめ問題対策会議を、平成29年2月10日、港区役所911・912会議室で開催いたしました。

内容は、(1)「いじめに関する現状」として、まず資料1をもとに、当日私の方から説明をしたところがございます。資料1をご覧ください。文部科学省から正式ないじめの推移等について、平成27年度のもものが発表されました関係で、こちらの表で説明をしているところがございます。いじめの認知件数の一覧表でございますが、これまでの調査と比べて顕著な変化が見られないことを説明しています。

その後、11月のふれあい月間での調査に基づき、いじめとして認知したケースについて報告をいたしました。ふれあい月間というのは毎年6月、11月に実施をし、そのときに振り返って、学校がどんな取り組みをしているかというのを確認する月間でございます。11月が一つの区切りとなりますので、そのことを踏まえてこの表に、ふれあい月間を踏まえた形での調査結果を表にまとめていることを報告しているところがございます。

その中で、小学校4年生が、3年生と比べて非常に少ない状況について、補足の説明をいたしました。これはあくまでも指導室としての分析なのですが、4年生から実施しているハイパーQ Uの

調査を生かした学級集団づくりを行うことによって、子どもたち個々の満足度や、孤立している児童を事前に見取っていることが推察されるということを説明いたしました。

2ページでございます。こちらは「発覚のきっかけ」についての表と、いじめの「傾向」についての表にまとめたものでございます。発覚のきっかけですが、これは昨年度と比べて本人からの訴えが増えているということ。指導室としての考察として、援助希求の考え方、またアンケートも含めてですけれども、援助希求の考え方が定着してきているのかなということの説明をしているところでございます。

いじめの傾向については大きな変化がなく、悪口や嫌なことを言われる、からかいやちょっかいが相変わらず大半を占めていることを説明しております。

それでは、資料3に戻ります。私の指導室としてのただいまの資料1についての説明を受けて、会長を含む委員からの質問等に関して、私、ほかの委員からも説明がございましたので、そのことについて簡単にまとめたものが3の「内容」(1)(2)についてでございます。

それでは、まず(1)の1点目でございます。【指導室長】と書いてあるところでございます。こちらは教育長からご提案を受けたことと関連して、改めて指導室長、私からいじめの定義が変更になったこと等をお話して、いじめの発生件数という考え方から、平成18年度に認知件数となったことについて、新しい委員もいらっしゃったということで、説明したことを記述しているものでございます。

2点目の【子ども家庭支援部長】からの質問に、これは私が答えたものですが、調査自体は先程も触れました11月のふれあい月間での調査なので、実際に7月から11月までのいじめの件数を上げてきてもらっているのですが、資料1の左側の集計は本年度の傾向を明確にする意味から、4月から11月までの累計を表示していることの確認をしたものでございます。

3点目は、ハイパーQ Uの実際の活用方法について。まずこちらも私の方から、「ハイパーQ U」とはどんな特徴がある調査なのかの概略の説明をいたしました。その後、小学校の校長先生から実際の活用例を説明していただきました。実際の活用の様子をそちらに記述したものでございます。

続いて(2)でございますが、小・中の校長先生から、代表の校長先生から3学期の学校の事例をお話していただきました。中学校からは校内アンケートにより発覚した事案について、職員の組織的な対応を行って解決に至った案件について。そしてめくっていただきますと、次は小学校でございますが、小学校からは弁護士の先生に相談して解決した事例について、これは、保護者から文書で状況を即座に報告しなさいというような要望があったわけなのですが、そこで文書に記述している内容なのかどうなのかということを、どういうものが文書で記述してもいいかということについて、弁護士の先生からご示唆をいただき、対応した例についてご説明をいただきました。

次に、2ページの(3)でございますが、「子ども家庭支援センターにおける最近の相談・対応状況について」、私立小学校及び私立中学校からの相談案件について、ご紹介していただきました。

3ページ(4)の「意見交換」についてです。

医師の方からは、医学的な見地からコメントを頂戴しております。からかいや嫌がらせというのはPTSDの診断基準として認められない。これは医学的に認められないため、医師として診断で

きないことではあるけれども、そのからかいや嫌がらせが、脳が1度記憶してしまうと身体的な症状にあらわれてくることもあり、PTSDと同様に周りのフォローやケアが必要なことをお話しいただきました。

学校法律相談の弁護士の先生からは、先程の小学校事例と関連して、文書の回答についてはできる限り避けた方がいいこと、弁護士に相談してほしいことについてお話をいただきました。

そして心理の専門の大学教授の先生からは、「いじめる側の子どもへのケア」についても力を入れていくべきであること、いじめ増加の原因をこれから考えていくことも大切であることについて、ご意見を頂戴しております。

そしてスクールソーシャルワーカーですが、こちらの先生からは、いじめがあったことで転校を望む保護者が増えていること、いじめの学校の対応に不満を持っている保護者が多いこと、いじめが起きた際には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用してほしいという報告・ご意見を伺ったことをまとめております。

最後に、次年度の予定を資料に基づき説明をして、本会議が終了しているところでございます。資料2の方をご覧ください。来年度は芝公園区民協働スペースで、「いじめ問題対策連絡協議会」、区長をトップとする「いじめ問題対策連絡協議会」を6月に行った後、「港区教育委員会いじめ問題対策会議」をこの予定で3回実施することを計画しているところでございます。

説明は以上となります。

**○教育長** それでは、今の説明に対してご質問ございますでしょうか。

**○澤委員** 質問よろしいでしょうか。色々港区の場合、いじめに対しては、学校も含めて丁寧に対応していただいている状況はよく分かりました。(3)の子ども家庭支援センターでの相談・対応状況のところですが、私学の小・中学校の相談が多数であったということは、港区の公立学校の場合には、学校あるいは教育委員会が受け皿になって対応しているけれども、私学の場合には余りそういうケアはないのでしょうか。学校はそれぞれ対応しているのでしょうかけれども、学校で相談できないようなことを、子ども家庭支援センターに相談してこられているのでしょうか。

**○指導室長** 子ども家庭支援センターは、比較的匿名での相談が多いということで、どういう状況かということも、把握しかねているところはございますが、おそらく学校でそういった訴えがなかなかしにくい状況があって、こちらの相談を利用しているものと考えているところでございます。

これは東京都の考え方の中で、私立学校も、当然この我々の港区が行っている条例に定めたこの協議会や、その重大な事態に対する対応というのは、学校ごとにそういう組織をつくって対応しなければいけないということが明言されております。ただ法律のいじめ防止対策推進法の方にある文言の中で、読み取り方が色々あるのですけれども、当然、例えば私立学校の子と港区の子どもが何かいじめにかかわる案件が出たり、またそこで情報をつかんだ場合には、連携をしてしっかり対応しなければいけないという文言が明記されていますが、そういう読み取り方をして、もしこういう事案が出たときには、しっかりと対応しなければいけなと考えているところでございます。こちらに書いてある内容は、子ども家庭センターの所長からの説明としてはかなりショッキングなことが出ております。

○澤委員 我々教育委員会はまずは公立学校なのですけれども、そういう状況であれば、港区全体としては、私立に子どもを通わせている港区の住民の方が悩んでいる場合、子ども家庭支援センターは我々の管轄とは違うわけですけれども、きちっと対応してあげるような姿勢を区として持つということがすごく大事なような気がしました。

公立学校の場合は、保護者が、「学校は頼りにならない」と感じたら、教育委員会に訴えてくるではないですか。私学の場合にはどこに訴えたらいいのかという思いが、よく分かるような気がしないでもないですね。

○指導室長 実際にこれは区立学校と、要するに国立の学校も私立の学校もありますので、私立学校の場合は、実際にこういった案件でもし調査をしなければいけなかったら、学校として調査の組織をつくって、対応しないといけないということを、東京都教育委員会のいじめ問題調査委員会の方にきちんと報告をして、そういうところで対応するという形が、都の条例の方である程度そういう仕組みが示されています。

私がさっき言ったのは、実際いじめ防止対策推進法のこれは読み取り方なのですが、27条の方に学校相互間の連携協力体制の整備をせよという、そういう文言がありまして、例えばいじめの加害者が区立小・中学校以外の場合でも、今の条文の適用によって、しっかりと区の教育委員会として相互連携をして対応しなければいけないという。そういう形で、一応この法律に基づいて条例制定のときに、さまざまところを網羅できるように条文を読み取って、対応することを考えて、決定するものでございますので。

ただ、本当に何とか、こういうもし情報を我々が、この私立学校の情報を得て、そういったもしその子が本当に苦しい思いをしているのであれば、これは我々が人道的にと言ってもいいのでしょうか、やはり分かっているのであれば、何らかの形で、そういう私立学校に情報提供するということは、今後していくことも必要なのかなと思います。

○澤委員 区長が言っている「教育の港区」というのは、そういう広い視点で見れば、単に公立の学校に子どもを通わせている保護者だけではなくて、私立に通わせている保護者から見ても、教育に関して港区が頼りになるのだというような存在になるべきではないかなというように考えました。

○小島委員 澤委員の言っていることはもったもなことです。いじめがこれだけ全国的に大問題になって、こういういじめはあってはならないのだということの観点から言えば、澤委員の言うことは本当にごもったもなではありますが、いつも話題になるように、公立の小・中学校と私立の小・中学校というのはそれぞれの目的を持って、それぞれ独立してやっているわけです。いかにいじめとは言え、やはり私立小学校・私立中学校の建学の精神なり何なりのことから考えると、やはり、まず、その学校でやるべきことであって、その次に、監督官庁として東京都の担当部局が責任を持って、全体の責任体制を構築して、きめ細やかに指導すべきだと思います。連携は大事なわけけれども、区の教育委員会が余り出しゃばってしまうのはどうでしょうか。

○澤委員 いや、教育委員会がやれということではありません。現実困っている保護者が家庭支援センターに相談に行っている件数が多いという現実を、区は重く見なければいけないと思うのです。それは多分私立学校の中だけでは適切な対応をしていただけないと保護者が感じているからで

はないでしょうか。

○**小島委員** 連携するのは結構ですが、区の教育委員会が、余り全面的に出てしまうのはどうでしょうか。今の都の私立学校を管轄する担当部局が、いじめというのは大事な問題だから、そこでいじめのそういう色々な組織なりを第一義的にはやらなくてはいけないと思うのです。

だから、今この子ども家庭支援センターも、そういう私学の問題については、まず都の担当部局に連携を図って、やるべきなのではないかと私は思うのです。澤委員の言っていることももちろん大事なことで、もちろん連携は大事です。

○**澤委員** すぐに対応はできないにしても、そういう方向づけは大事なのではないのでしょうか。区民である保護者が困っていることに対して、区が何らかの支援をしてくれたというか、そういう対応は港区の行政全体にとっては大事なことなのだと思うのです。

教育委員会が全部やれということではなくて、区として、どうやったらいいのかは私も分かりません。今は、少なくとも子ども家庭支援センターが窓口になっていただいているので、そこからの問題提起ということで、そこに教育委員会がどう連携できるかとか、そういう検討は必要なのかなと思います。これは単に私の気づいたことですから、それをどう受けとめていただくかは各委員さんにお任せします。

○**教育長** 私も、私立学校の事案が多いというのは、非常に驚きました。ここのいじめ問題対策会議には、警察の方を始め、様々な方が入っておられます。いじめ問題対策会議の正式メンバーではなくても、私立学校の代表の方に来てもらってそこでのやりとりを聞いてもらうだけでも参考になると思います。

○**澤委員** そうですね。相手がどう受けとめるかは別にして、そういう呼びかけをするのもいいと思います。

○**教育長** そういった取組が、それこそ区の教育委員会であっても必要なのかと思います。やはり主体的には私立学校を所管している東京都の問題ですが、生活文化局はそこまでやっていないと思います。私立学校は基本的には学校単位です。しかし、さらに重大な問題が生じた場合にどこか対応できるのか。いずれにしても、行政側としてはその所管部署が責任を持って対応しなくてはなりません。

○**小島委員** 今やいじめは、全国的な問題です。公立だ、私立だと言っていられない時代です。

○**教育長** 私立でもあると思いますが、表に出てくるのは公立が多いですね。

○**指導室長** すみません、説明の補足です。私立学校も国立学校も、そういう場合、まず学校がきちんと調査しなければいけません。国立学校の場合には、文部科学大臣が、重大事態が発生したとしてその国立学校に対し、調査委員会を開いて調査しなければいけません。私立学校についても、都知事が必要と認めた場合、これも都の条例に定めているいじめ問題調査委員会ですっきりと調査しなければいけないということが示されているところでございます。

しかし、実際にはそういう委員会が調査しているという報告が出てきておりませんので、どのぐらい都庁部局が把握しているかということは、我々のところではわかりません。

○**教育長** そういう仕組みがあるということは確認しておいてください。また、この場で情報提供

してください。

○指導室長 分かりました。

○教育長 それでは、よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項については以上とさせていただきます。

#### 4 生涯学習推進課の3月事業予定について

#### 5 図書館・郷土資料館の3月行事予定について

#### 6 3月指導室事業予定について

○教育長 次に、「生涯学習推進課の3月事業予定について」「図書館・郷土資料館の3月行事予定について」「3月指導室事業予定について」、以上3件の定例報告については配布資料のとおりです。各報告についてご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上の報告事項はこれで終了させていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、そのほかありますでしょうか。

○庶務課長 特にございませぬ。

○学務課長 先程ご質問いただいた就学援助に係る生活保護の年齢基準でございますけれども、資料をお調べいたしましたところ、8区分に分かれております。0歳から2歳、3歳から5歳、6歳から11歳等、8区分に分かれています。こういったものを足し上げて生活保護の基準を合計し、それに1.2倍したものと所得を比較するということです。

○教育長 親の年齢は、どういう区分なのですか。

○学務課長 親の年齢になると少し粗くなって、20歳から40歳、41歳から59歳、60歳から69歳となっています。70歳以上は一律です。

○小島委員 70歳以上は一律ですか。

○教育長 そんなに粗くなるのですね。

○学務課長 1類というのは食費です。それから2類というのがあって、これは光熱費等ですけれども、そういったものを足し上げて、その人の1カ月の生活費とします。

○薩田委員 ちなみに年が高い方が高いのでしょうか。

○学務課長 一番高いところが12歳から19歳で、あとは下がっていきます。

○薩田委員 大人、20歳から29歳と40歳だと、40歳の方が下ですか。

○学務課長 20歳から29歳ではなく、20歳から40歳、41歳から59歳になります。41歳から59歳の方が低くなります。

「閉会」

○教育長 それでは、これもちまして閉会といたします。

次回は、定例会を3月14日火曜日、午前10時から開催予定ですので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

(午前11時20分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青 木 康 平

港区教育委員会委員 薩 田 知 子